

# 扶養義務者の範囲

※所得制限の対象となる「扶養義務者」の範囲は、障害者と生計を一つにしている親族のうち、右図の太枠内の方です。

※配偶者及び扶養義務者が、出稼ぎや勤務の都合上形式的に障害者と別世帯になっている場合は、生計同一とみなします。

※神戸市外に居住されている場合は、居住地で発行された所得証明書等を添付してください。

※課税状況、所得状況の確認を承諾されない場合は、所得証明書等を添付してください。

